主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人竹内養太郎の上告趣意(後記)には、憲法違反を主張する部分があるけれ どもその実質は、刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するので あつて上告適法の理由にならない。

また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保